

## 放課後児童健全育成事業等に係るQ&A（新規分）

【平成29年3月31日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	概ね5年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」は、どのような研修か。	処遇改善の要件となる研修は、平成29年度においては「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修と同程度の内容であり、都道府県・市町村が実施(委託による実施を含む)する研修で、市町村が処遇改善の補助を行うに当たって適当と認める研修を受講したことが要件となる。
2		概ね5年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」の受講は、現に受講した者のみが要件を満たすのか。また、過去に受講した研修は対象となるのか。	処遇改善の要件となる研修の実施時期については、当該年度中に受講を予定していれば要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。ただし、当該年度中に研修を受講しなかった場合には国庫補助の対象とならないことにご留意いただきたい。また、過去に受講した研修であっても受講者名簿等の書類で受講実績を確認できる場合には、受講したものと取り扱って差し支えない。
3		概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」の研修内容(科目、開催日数、時間数等)はどの程度か。	平成29年度においては、研修内容について一律の基準は設定しないが、対象となる研修テーマは様々であるため、それぞれのテーマに応じた日数及び時間等を考慮いただき、職員の資質向上に必要な研修を実施していただきたい。
4		概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」について、他の都道府県・市町村が実施する研修も対象となるか。	処遇改善の補助を実施する市町村が適当と認めた場合には、他の都道府県・市町村が実施する研修も対象となる。
5		概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」について、職場内研修(OJT)も市町村が認めれば対象の研修となるか。	個別のクラブごとに新人職員等を対象に実施される職場内研修(OJT)は対象とならないが、都道府県・市町村が研修対象職員を集めて実施する実地研修など、研修体系の一環として実施されている場合は対象として差し支えない。
6		概ね10年以上の経験年数の放課後児童支援員の「事業所長的(マネジメント)立場にある者」とは、どのような職員を指すか。	「事業所長的(マネジメント)立場にある者」は、放課後児童健全育成事業の事業所長、若しくは支援の単位の責任者などを想定している。なお、当該立場にある者については、発令や運営規程等の文書により確認できる必要がある。
7		実施要綱に「経営に携わる法人の役員については、原則として、本事業の対象とならない」とあるが、原則以外はどのような場合が想定されるのか。	役員(理事、幹事)は、給与規定や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、原則としては本事業の対象としない。ただし、放課後児童支援員等が役員を兼ねており、役員報酬を得ていない場合には本事業の対象となる。また、役員報酬を得ている場合には、役員報酬は補助対象外となるが、放課後児童支援員等としての勤務に係る給与については補助対象となる。
8		本事業の対象は、「原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができる」とのことだが、具体的にはどのような取扱いを想定しているか。	<p>具体的には、以下のような取扱いとすることを想定している。なお、国庫補助基準額の算定対象となるのは放課後児童支援員のみであることに留意いただきたい。</p> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね経験年数5年未満の放課後児童支援員2人、</li> <li>・概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員1人、</li> <li>・概ね経験年数5年以上の補助員1人、</li> </ul> <p>が配置されている放課後児童クラブの場合</p> <p>①国庫補助基準額 ※放課後児童支援員のみ算定 124,000円×2人+248,000円×1人=496,000円</p> <p>②補助対象経費 ※放課後児童支援員以外の職員に係る賃金改善分も補助対象経費となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね経験年数5年未満の放課後児童支援員2人 100,000円(*)×2人=200,000円</li> <li>・概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員1人 200,000円(*)×1人=200,000円</li> <li>・概ね経験年数5年以上の補助員1人 50,000円(*)×1人=50,000円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 450,000円</p> <p>*平成28年度からの賃金改善分</p> <p>③国庫補助額(①と②を比較して低い方) 450,000円</p>

No	該当項目	質問	回答
9		本事業における、①平成28年度に対する賃金改善額、②放課後児童支援員の経験年数は、どのような確認方法を想定しているか。	①対象となる職員の給与等の額が確認できる書類(例えば、各年度の給与規程や、賃金台帳の写し等)、②放課後児童健全育成事業以外の事業の経験年数を確認する場合には、各々の事業所等における経験年数が確認できる書類(勤務証明書等)を想定している。
10		本事業について、非常勤職員は対象となるか。また、例えば常勤で週5日働いている者で月給払いの者と、非常勤で週3日働いている者で時給払いの者がいる場合、経験年数や賃金改善額の算定はどう取り扱うのか。	非常勤職員も対象となる。経験年数の算定については、「概ね」としており、各放課後児童クラブの職員の構成・状況を踏まえ、柔軟な対応ができることとしており、各クラブの実情を踏まえて対応いただきたい。また、賃金改善額については、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを念頭に平成28年度からの改善額を算定されたい。
11		現行の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と新たな「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の関係如何。	両事業を実施することも、どちらか一方の事業のみを実施することも可能である。両事業とも実施できる場合には、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の執行を優先させることとなる。
12		本事業は、年間開所日数が250日未満のクラブも対象となると考えてよろしいか。	お見込みのとおり、当該クラブが実施要綱(別添1)の放課後児童健全育成事業の要件を満たしていれば、年間開所日数が250日未満のクラブも補助対象となる。
13	放課後児童健全育成事業	土曜日と日曜日でクラブの開所時間が異なる場合の放課後児童健全育成事業における長時間開設加算(長期休暇等分)はどのように算定すればよいか。	土曜日・日曜日・長期休暇期間によって開所時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日(学校休業日)のうち、基本分の運営費が補助対象(開設日数加算を含む)となる原則8時間以上の開所日における、平均開所時間により算定する。計算例は以下のとおり。  【計算例】 ・土曜日の開所時間が9時間で開所日数が50日、 ・日曜日の開所時間が10時間で開所日数が50日、 ・長期休暇期間の開所時間が8時間で開所日数が50日の場合  ①基本分の運営費の対象となる日における、延長時間を含めた延べ開所時間を算出 (土曜日) (日曜日) (長期休暇期間) 9時間×50日+10時間×50日+8時間×50日=1,350時間 ②1日当たりの平均開所時間を算出 1,350時間÷(50日+50日+50日)=9時間 ③長時間開設加算(長期休暇等分)の国庫補助基準額を算出 170,000円(平成29年度)×(9時間-8時間)=170,000円
14		長期休暇支援加算について、支援の単位を新たに設けて運営する場合は補助対象となることだが、支援の単位を新たに設けない場合(長期休暇中に児童が増え、職員を配置した場合等)は補助対象とならないのか。	長期休暇支援加算は、夏休み等の長期休暇期間中に児童の数の増があり、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助対象とすることとしている。このため、単に職員を加配した場合には補助の対象とはならない。なお、当該支援の単位は、開所日数以外の設備運営基準を満たす必要がある。
15		延長保育事業又は一時預かり事業の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業と合同で実施する場合、放課後児童クラブの職員配置についてはどのような取り扱いとなるか。	延長保育事業(又は一時預かり事業)を実施する保育所等を運営する法人と同一法人が運営し、かつ同一敷地内で実施する放課後児童クラブについて、一定の要件を満たす場合には、延長保育事業(又は一時預かり事業)において、両事業の対象児童を合同で保育することは可能である(※)。この場合において、例えば、18時までに利用児童のほとんどが帰宅し、19時までの時間帯においてクラブを利用する児童数が少人数であって、支援に支障がない場合には、放課後児童支援員のうち1人については、合同で実施する事業所の保育士等を兼務することは差し支えない。  (※)「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を参照。

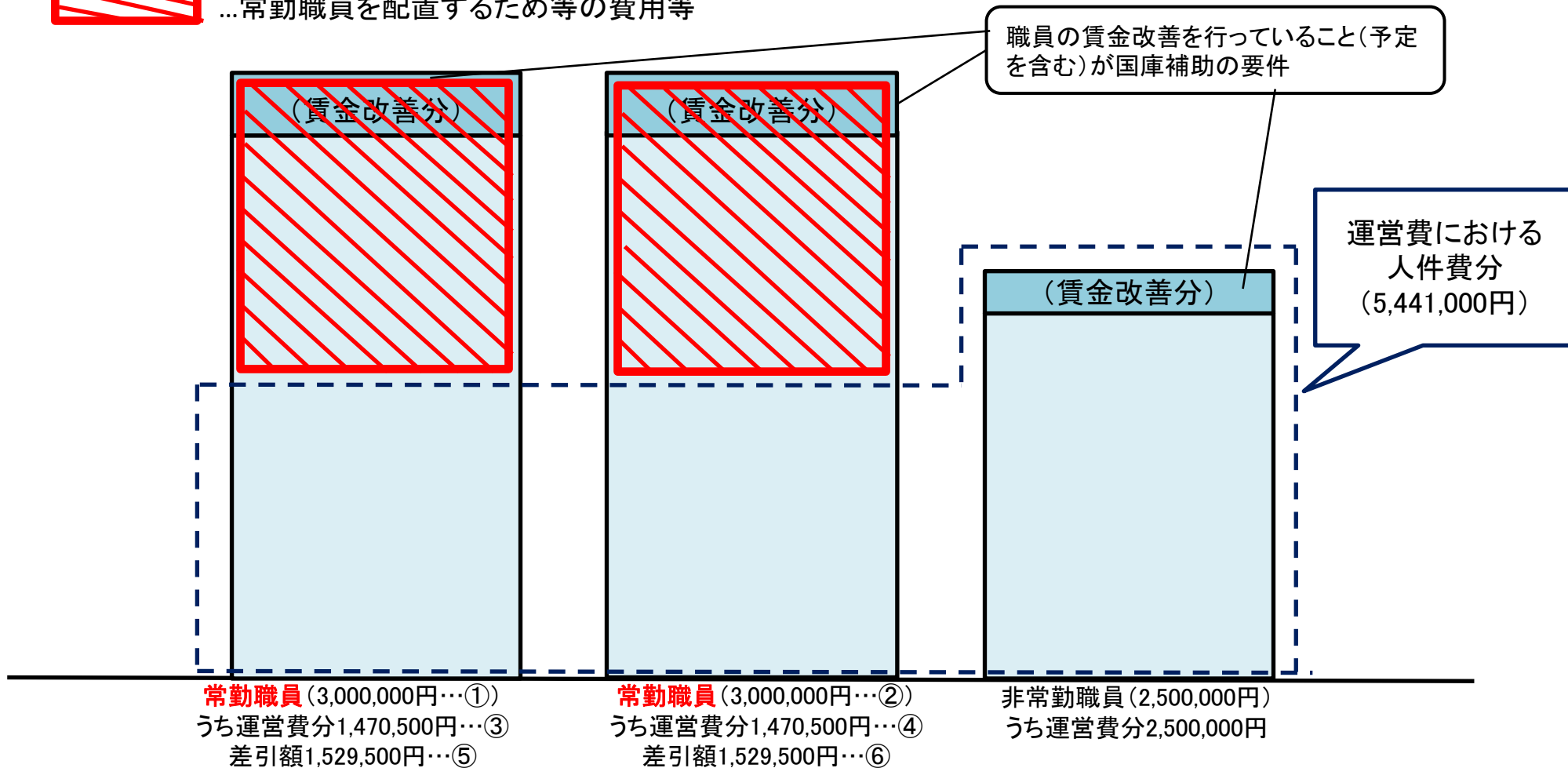
No	該当項目	質問	回答
16	放課後子ども環境整備事業	平成29年度より、防災対策のための改修、備品の購入等も補助対象に拡大される予定だが、耐震工事も対象となるのか。具体的にはどのような改修、備品購入を想定しているか。	本事業は、床板や壁紙の張り替えなど、軽微な改修を想定しているため、建物構造に関わる耐震工事については対象とならない。改修、備品購入等の内容については、例えば玄関ドア・窓ガラスの耐震化、防災カーテン、防災グッズの購入等が考えられる。
17	放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）	平成29年度より、防災対策のための移転も補助対象に拡大されるが、防災対策のための移転とする場合の移転先の安全基準について、どのように判断すればよいか。	耐震化済みの建物であり、地震以外の災害（土砂災害、津波、洪水等）に対しても安全が確保されていることが望ましいが、どの災害への対応を優先するかは、個別の事情を踏まえて判断されたい。
18	障害児受入強化推進事業	医療的ケア児受入のために配置する看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師）の人件費のほか、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等に必要経費も補助対象となるとのことだが、当該研修を受講し、医療的ケア児の対応を行う職員の人件費も、本事業の補助対象となるか。	補助対象となる人件費は、医療的ケア児受入のために配置する看護師等に限る。なお、看護師等以外の職員が医療的ケア児の対応を行う場合には、障害児受入のための専門的知識等を有する職員として補助対象とすることは可能である。
19	放課後児童支援員等処遇改善等事業	平成29年度の実施要綱（別添6）の「3事業の内容」の（2）の常勤職員を配置するための追加費用等は、どのように算定すればよいか。	<p>当該放課後児童クラブに係る人件費の総額から放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）及び小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる費用を除いた額のうち、常勤職員に係る人件費（賃金改善分を含む）及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額2,904,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定する。</p> <p>また、上記の放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる額は、⑤とする。</p> <p>なお、下記額は、激変緩和のため、平成28年度の額を据え置くものであり、今後3ヶ年以内に段階的に引き上げる予定である。</p> <p>①開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合 1,814,000円</p> <p>②開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合 5,441,000円</p> <p>③開所日数加算の対象となる場合 (年間開所日数－250日)×15,000円</p> <p>④長時間開所加算の対象となる場合 (ア)平日分 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×544,000円 (イ)長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×245,000円</p> <p>⑤小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）を実施している場合 1,088,000円</p> <p>※別紙参照</p>

## 放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費の算定の考え方の例①

◇一の支援の単位における職員配置の状況(「児童の数」が40人の場合)



...常勤職員を配置するため等の費用等




### ○国庫補助額の算定方法

- ・補助対象経費の算定: 常勤職員の人件費総額6,000,000円(①+②)から、運営費における人件費相当分2,941,000円(③+④)を除いた額(運営費における人件費分をどこに充当するかは各クラブの裁量)3,059,000円(⑤+⑥)が補助対象経費となる
- ・国庫補助額の算定: 3,059,000円(補助対象経費) < 2,904,000円(国庫補助基準額: 上限) → 国庫補助額は2,904,000円(比較して低い方)となる

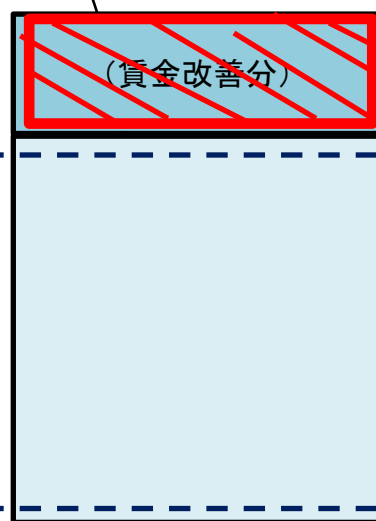
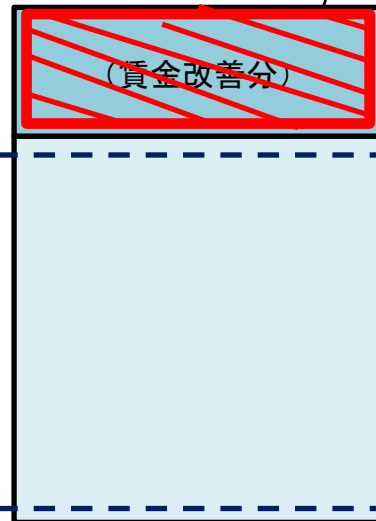
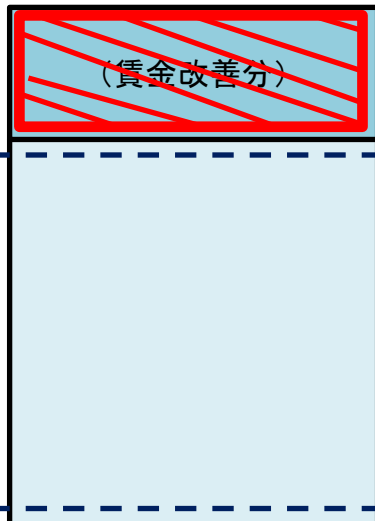
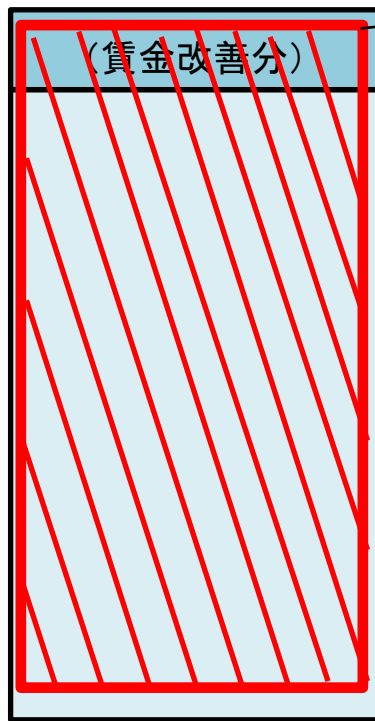
## 放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費の算定の考え方の例②

◇一の支援の単位における職員配置の状況(「児童の数」が40人の場合)

 ...常勤職員を配置するための追加費用等

職員の賃金改善を行っていること(予定を含む)が国庫補助の要件

運営費における  
人件費分  
(5,441,000円)



常勤職員(2,500,000円…①)  
うち運営費分0円…⑤  
差引額2,500,000円…⑨

非常勤職員(2,000,000円…②)  
うち運営費分1,814,000円…⑥  
差引額186,000円…⑩

非常勤職員(2,000,000円…③)  
うち運営費分1,814,000円…⑦  
差引額186,000円…⑪

非常勤職員(2,000,000円)…④)  
うち運営費分1,813,000円…⑧  
差引額187,000円…⑫


### ○国庫補助額の算定方法

- ・補助対象経費の算定: 常勤職員および非常勤職員の人員費総額8,500,000円(①~④)から、運営費における人員費相当分5,441,000円(⑤~⑧)を除いた額(運営費における人員費分をどこに充当するかは各クラブの裁量)3,059,000円(⑨~⑫)が補助対象経費となる
- ・国庫補助額の算定: 3,059,000円(補助対象経費) < 2,904,000円(国庫補助基準額: 上限) → 国庫補助額は2,904,000円(比較して低い方)となる

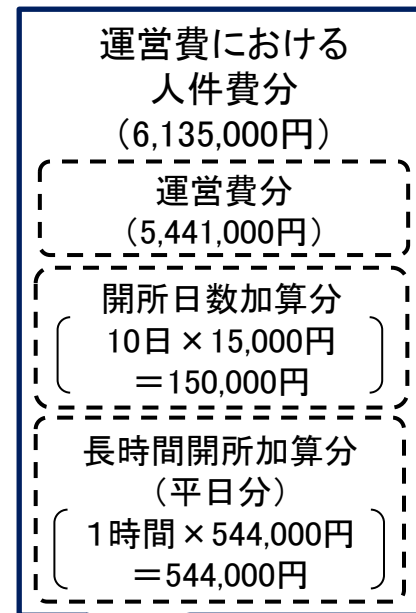
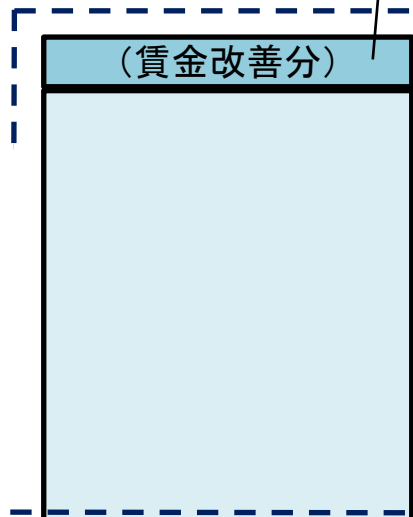
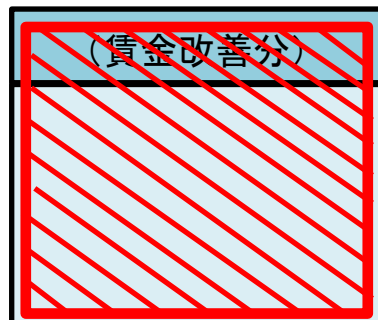
## 放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費の算定の考え方の例③

◇一の支援の単位における職員配置の状況(「児童の数」が40人の場合)

※ 開所日数加算(10日分)及び長時間開所加算(平日分1時間)を受けている場合には、各加算における人件費分を必ず算定に含めること

 ...常勤職員を配置するための追加費用等

職員の賃金改善を行っていること(予定を含む)が国庫補助の要件



常勤職員(3,200,000円…①)  
うち運営費分等1,767,500円…③  
差引額1,432,500円…⑤

常勤職員(3,200,000円…②)  
うち運営費分等1,767,500円…④  
差引額1,432,500円…⑥

非常勤職員(2,600,000円)  
うち運営費分等2,600,000円

### ○国庫補助額の算定方法

- ・補助対象経費の算定: 常勤職員の人件費総額6,400,000円(①+②)から、運営費等における人件費相当分3,535,000円(③+④)を除いた額(運営費等における人件費分をどこに充当するかは各クラブの裁量)2,865,000円(⑤+⑥)が補助対象経費となる
- ・国庫補助額の算定: 2,865,000円(補助対象経費) < 2,904,000円(国庫補助基準額: 上限) → 国庫補助額は2,865,000円(比較して低い方)となる